

平成18年第1回定例会

富良野市議会会議録

平成18年3月1日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

- 日程第1 議案第10号 平成17年度富良野市一般会計補正予算(第9号)
議案第18号 富良野市財政調整基金処分額の変更について
- 日程第2 議案第11号 平成17年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第12号 平成17年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第13号 平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第14号 平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第15号 平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第16号 平成17年度富良野市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第32号 指定管理者の指定について(日の出町駐車場)
- 日程第9 議案第33号 指定管理者の指定について(デイサービスセンターいちい)
- 日程第10 議案第34号 指定管理者の指定について(デイサービスセンターやまべ)
- 日程第11 議案第35号 指定管理者の指定について(自然休養村管理センター)
- 日程第12 議案第36号 指定管理者の指定について(農村環境改善センター)
- 日程第13 議案第37号 指定管理者の指定について(農業体験者滞在施設)
- 日程第14 議案第38号 指定管理者の指定について(チーズ工房)
- 日程第15 議案第39号 指定管理者の指定について(自然環境活用センター)
- 日程第16 議案第40号 指定管理者の指定について(富良野物産センター)
- 日程第17 議案第41号 指定管理者の指定について(地域会館)
- 日程第18 議案第42号 指定管理者の指定について(集落センター)
- 日程第19 議案第43号 指定管理者の指定について(女性センター)
- 日程第20 議案第44号 指定管理者の指定について(地域福祉センター)
- 日程第21 議案第45号 指定管理者の指定について(労働会館)
- 日程第22 議案第46号 指定管理者の指定について(郷土芸能伝習館)

出席議員(16名)

議長	20番	中元	優君	副議長	7番	岡本	俊君
	2番	佐々木	優君		3番	宮田	均君
	5番	上田	勉君		8番	横山	久仁雄君
	9番	千葉	勲君		10番	野嶋	重克君
	12番	東海林	孝司君		13番	千葉	健一君
	14番	岡野	孝則君		15番	菊地	敏紀君
	16番	穴戸	義美君		17番	北	猛俊君

18番 日里雅至君

19番 東海林剛君

欠席議員(2名)

1番 今利一君

4番外 川裕君

説明員

市長 高田忠尚君

助役 松浦惺君

収入役 小玉将臣君

総務部長 石井隆君

市民部長 小尾徳子君

保健福祉部長 宇佐見正光君

経済部長 秋田行君

建設水道部長 小野寺一利君

看護専門学校長 登尾公子君

中心街整備推進室長 細川一美君

総務課長 松本博明君

財政課長 鎌田忠男君

企画振興課長 伊藤和朗君

教育委員会会長 齊藤亮三君

教育委員会会長 川島祐司君

教育委員会会長 杉浦重信君

農業委員会会長 藤野昭治君

農業委員会会長 栗山則政君

監査委員 今井正行君

農事課長 大西克男君

公平委員会会長 島強君

監査委員局長 大西克男君

選挙管理委員会会長 佐藤修君

公平委員会会長 大西克男君

事務局出席職員

事務局長 桐澤博君

書記 大畑一君

書記 日向稔君

書記 太田琴美君

書記 藤野秀光君

午前10時00分 開議
(出席議員数16名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

宮 田 均 君
北 猛 俊 君

を御指名申し上げます。

日程第1

議案第10号 平成17年度富良野市一般会計補正予算(第9号)
議案第18号 富良野市財政調整基金処分額の変更について

議長(中元優君) 日程第1 議案第10号平成17年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関連する議案第18号富良野市財政調整基金処分額の変更について、以上2件を一括して議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

最初に、議案第18号富良野市財政調整基金処分額の変更についてを行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、以上で議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第10号平成17年度富良野市一般会計補正予算の質疑を行います。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書34ページをお開きください。

1款議会費、2款総務費、34ページより41ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 37ページの一番上の段ですけれども、広報誌発行費なのですけれども、これはパブリックコメントの増資というふうに伺っておりますけれども、この効果ということで考えると、今まででも何度かありましたけれども、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長(石井隆君) お答えを申し上げます。

効果ということですが、御承知のように情報共有と市民参加のルール条例が策定をされまして、市民に対してパブリックコメントを最低行って、その結果として、大きな事業、市民に直接かかわりのあるものについては意見を聞くということになってございます。

現段階では、周知の行き届きがどこまであるのかというのはちょっと推測はできないところでございますが、一部意見を付されている部分がございますので、効果としては、今の段階ではその結果としていい効果になっているかどうかについてはちょっと判断は難しいところでございますが、市民においては、周知をして知る機会を皆さんに与えるということからして、効果はあるというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 非常に苦しい答弁だったというふうに思いますけれども、余り効果が実際上がっていないと見ざるを得ない今の状況ですね。ただ、それで済ますわけではなくて、今後の方策としてはいろいろな工夫の仕方があると思いますので、改善策をいろいろ、僕らのあったときの委員会でも視察した石狩だとかというところを見てくると、いろいろな方策があるようですので、その方向で考える必要があると思うのですけれど

も、これらについての御答弁をお願いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

今の御質問は広報発行ではなくて、パブリックコメントの効果ということでお答えをすればよろしいかなというふうに思います。

パブリックコメントにつきましては、今回のルール条例では最低一つ、二つ以上の市民の意見を聞くうちの一つをパブリックコメントで行いなさいということになってございます。パブリックコメントで不足する部分については、市民との公聴会等を開いて行ったりしてございます。

パブリックコメントの不足する部分については、ほかのものをもって市民の意見を反映することを今後検討していかなければならないというふうに思っていますし、パブリックコメントの周知の方法についても、広報は全戸配付になっていますから、当然見ていただけるものというふうに解釈をしておりますし、その広報をしたことによる市民が興味を持っていたかどうか、これについては今後検討しなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 同じく37ページの147、富良野消防署用地取得費でございますが、食糧事務所の跡がなぜ必要となったのか、こちら辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答えを申し上げます。

この147番、富良野消防署用地取得費という名称で、消防が使用する用地というふうに考えてございまして、この目的といたしましては訓練等の実施をしてございます。その訓練をするときに、駐車場に車等をとめてございまして、この車等をよけて実習訓練をしなければならぬということになってございまして、その場所が確保されていないという部分と、訓練実施をする用地が不足をしているということで、この用地を購入して、訓練実習及び駐車場用地としたいという目的で購入するものでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 訓練用の用地を確保するという点では、非常にわかるわけなのですが、今までそこをどうにかして駐車場をよけながら、確保しながらやっていたというようなことで、今までやっていたのにも関わらず、どうしてもここが必要だという、そこら辺の回答というのが今の回答の中には私は感じられなかったのですけれども、そこら辺もう一度、今の財政の非常に緊迫のしている中で、やはりこれは欲しいものなのか、必要なものなのかという、これは非常に住民要望が多い中で行政が判断しなければならぬ部分というのは非常にこれから多くなってくると思うのですけれども、今の努力していけば、今までどおりでも買わずともやっていけるのではないかという感じが僕は非常にしたわけですが、必要だという感じがしなかったのですけれども、もう一度その点について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

現在、富良野消防署には、はしご車等を購入して備えてございます。はしご車を現在の訓練地で立てたとき、上まで上げたとき、非

常に敷地面積が必要になります。現段階では、反対の方に向けてはしご車を伸ばしている状況にございまして、非常に不便を来しているという点から、消防からも何とかほかのところを確保できないかということで、たまたま食糧事務所が今回廃止になりまして、同じ地続きということで、どうしてもそれが必要だという話がございまして、今回購入をするという形になったところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費、40ページ下段より47ページ上段までを行います。

質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 45ページですけれども、保育所費です。

特定財源の方で333万8,000円、これは保育料だというふうに伺っております。所得によって保育料が違いますので、この上がった部分というのは必ずしも保育人数がふえたということ、イコールではないということですが、何人かはふえたのだと思うのです。

しかし、臨時保育士賃金というところで、

100万円ということ、それと賄い費のところでは100万円という、人数は多分ふえたのだと思うのですけれども、経費としては少なくなったというところが少し理解ができないところなのですけれども、説明をお願いいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） お答えいたします。

まず1点は、臨時保育士の賃金の100万円の減額でございますけれども、本件につきましては、職員の有給休暇に対し代がえ配置

分を予算化しておりましたけれども、休暇取得が少なかったことによる100万円の減額でございます。

また、賄材料費の100万円の減額につきましては、中央・麻町入所児189名、職員35名の224名の給食及びおやつを賄っておりますが、市販のものではなくて、手づくりのおやつを多く提供させていただき、材料調達も精査、安価な品物を仕入れさせていただいて、経費の節減を図った執行残でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 保育料がふえたということは、人数がふえたのかということ、そのことの今の整合性についてお願いいたします。

議長（中元優君） 保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 御説明申し上げますけれども、保育料につきましては、今、議員も先ほどお話のありました、所得に応じて14階層で徴収をしておりますけれども、平成17年度の税制改正よりまして、配偶者特別控除は廃止されました、その分の所得税額がふえた分でございます。

また、この保育料、17ページのところでございますけれども、もう1点は過年度滞納分の425万9,000円を当初で予算化しておりませんでしたので、今回補正をさせていただいた分で769万2,000円という内容になってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

4款衛生費、46ページの下段より51ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

5番上田勉君。

5番（上田勉君） 47ページの155番についてお伺いいたします。

損失補てん補助金をまず提案したことについての説明をお伺いします。

それから、2点目に、16年の6月の覚書との関連に基づくものかと判断をします。そうしたことのかかわりと、厚生連との提案をされている2,440万円に対する中身について本市としていかなる努力をされたのか、その2点についてお伺いをしておきます。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 上田議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、損失金につきましては、厚生連の決算に基づいて理事会等の承認をいただいた関係書類により申請をして、決算報告書を受けてから、運営損失補てん額を確認させていただいて、予算計上させていただいてございます。

もう1点、厚生連とのやりとりの中身でございますけれども、本市といたしまして、既に診療所は解体されておりまして、診療継続されていない状況の中で、市も厚生連に対しまして、損失助成額減額について協議を進めてまいりました。厚生連としても、これまでの山部厚生医院に対する昭和46年からの支援をいただいたことや、引き続き厚生連が富良野市の、現在、各種検診事業の受注を受けていること、さらに現在、地域センター病院への旭川厚生病院からの産婦人科医師派遣のつながりなどを考慮をいただきまして、損失額の譲歩を賜ったところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

5番上田勉君。

5番（上田勉君） もう一度お伺いしたいのですけれども、この理由に当たっては、16年度の覚書、それは単年度として地域の医療要望にこたえたのか、それともほかの関連

がまだ引っ張りがあって提案をされているのか、もう一度そこら辺、短くていいですからお願いをしたいと思います。

それから、2,440万円につきましては、100%が2,440万円なのか、それとも損失補てんの本来の姿は何ぼの数字だったのが何ぼに減ったとか、あるいは厚生病院からの要求どおりなのか、そこら辺についてもう一度確認します。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） お答えいたします。

診療所の運営につきましては、最善の努力をいただいて、その結果、年度末に損失金が生じた場合は3分の2を助成するというようになっております。その3分の2の額が3,260万円になります。それが3分の2でございます。

それからもう一つ、先ほどお答えをさせていただいてございますけれども、この損失額、当初予定の3分の2でなく、今回はその損失額の2分の1ということで、2,440万円という金額で今回予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

5番上田勉君。

5番（上田勉君） 結局は、厚生連側としての市に対する正規な3分の1ということになれば3,200何ぼを本当は払わなければならないと、こういう内容であったということによろしいですか。それを、本市としていろいろ努力をし、補てんの持ち出しについて協議をしたというか、市として減額をしてもらうために努力をしたと、その結果が2,440万円に減額になりましたよと、こういう判断でよろしいですか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がお話しされたとおりでございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の47ページ155番、山部厚生医院損失補てん助成金の関係なのですけれども、これは損失補てん金、今の答弁のように、2,440万円上がってきていますけれども、これは、当初から3分の2が2分の1になったというのが、もう一度聞きますが、この覚書が、ここまで下がったという根拠というのですか、もう一度そこら辺をしっかりと。この決算でも私言っておりますけれども、2回目のこの覚書は市議会には全く相談がなかったということで、私は認めてはおりませんけれども、ここら辺の内容で、またこれが、3分の2が2分の1になったからいいでしょう、市民の皆さんいいでしょう、そういう言い方をされても、これまた全然わけのわからないような話で、ここら辺明確にちょっと話していただきたいと思えます。

それからもう一つ、話は変わるのですけれども、130番、各種個別予防接種の委託料なのですけれども、前段で41ページの高齢者インフルエンザ予防接種というのがございますけれども、勉強不足で、予防接種の委託料というのが、保健衛生の面から、それから社会福祉の面からという形で、区分けが僕はわかりにくいのと、それから、聞くところによりますと、インフルエンザ含め予防接種、各種病院で委託するところ、委託というか病院で予防接種の値段が違うというようなことも聞いておりますが、そのあたりどういうふうな対応をされているのかお聞きしたいと思います。

それから49ページ、115番、火葬場トイレ改修事業費、火葬場トイレ改修工事費と出ておりますが、ここら辺トイレの改修だけなのか、それとも壁、床含めて、どこら辺までの改修なのかということをお聞きしたいと

思います。

以上、3点お願いします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、今、お話の中でもございますけれども、この損失金を支出するという中で、これまでも山部・東山地域の住民に対しまして365日24時間体制で救急救命医療を初め慢性期医療等をそれぞれ取り組んでいただいているところでございまして、子供からお年寄りまで幅広い地域医療を担っていただき、損失金を支払うということは、行政にとっての目的としても損失金を払うということだと思いますし、またもう一つは、助成金の中身の中で、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、診療所の運営に最善の努力をいただいて、その結果、年度末に損失金が生じた場合は3分の2を助成することと、16年度診療継続をいただいた以上、私どもは支払っていくという内容でございます。

済みません、予防についてはちょっとお持ちくださいませ。

議長（中元優君） 次に、市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。

49ページ、115番、火葬場トイレ改修事業費31万5,000円の内容でございますが、議員御指摘のとおり、ここはトイレの和式から洋式にかえるという部分でございます。男女各1個ずつを洋式化していくということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 宮田議員、予防接種については後ほどお答えするというので、それで今のトイレの壁とか床も一緒かということですから、それまで考えているかということですから、御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） お答えをいたしますが、ただいま申し上げましたとおり、トイレの和式から洋式への改修ということで、そこにかかわる配管工事ですとか、トイレの交換という部分でございまして、壁等々については含まれておりません。トイレ2器分でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時30分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの宮田議員の質問に御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 宮田議員の御質問にお答えします。

高齢者のインフルエンザにつきましては、市が医師会の方に委託をいたしまして、料金につきましては2,500円で医師会の方に委託をしております。それによって、対象者が、接種が減ったという内容でございます。

議長（中元優君） 宮田議員、よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 確認させていただきませうけれども、今の130の予防接種の経費の関係の委託料の関係なのですけれども、私は前段の社会福祉費の方で、190のインフルエンザ予防接種というのを、国民健康保険の繰出金という項目と、ここの今130の方で出てきている各種個別予防接種委託料というのと、予防接種が二つに分かれてきているのだれども、どうもわからない、どうして二つに分かれているのかなと、そこがまず1点と、それで、予防接種のことについては、イ

ンフルエンザの関係で言いましても、各種病院によって、今、医師会に委託しているとおっしゃいましたけれども、インフルエンザについては病院ごとに値段が違いますよと、そういう点で、この予防接種委託料とかとっているのは、医師会に委託しているといっても、それをそうしたら、答えはそちらであれするのですけれども、どういうふうな、病院で違っているのに、医師会に頼んでどうなっているのだなというのが、その2点がわからなかったものでお聞きしたのですけれども。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

予防接種につきましては、まず一つは保険適用外ということで、自由診療ということになります。

もう1件の、この根拠でございますけれども、本来保険適用に換算した際に、初診料、ワクチン代を含めた金額を算出の根拠としておりまして、大体おおむね3,600円かかります。2,500円でうちの方で委託をして、個人で1,050円負担をしますので、大体そのような値段になってこようかなと思います。

以上でございます。

議長（中元優君） では、もう1回立て、3番宮田均君。

3番（宮田均君） 初めから、ちょっと順序がですね、僕が質問、今回の中で、山部厚生病院、そして今の予防接種の関係、そして火葬場トイレの改修事業費の3点について質問させていただいたのですけれども、何か順番がわからなくなってしまって、それでおまけに回答がばらばらだったものですから、どこでまた再質問していいかわからなくなりました、ちょっと整理してもう一度確認していただいて、議長に裁量いただきまして、もう一度ちょっとまとめたいと思うのですけれども。

次、再質問ということで、155の山部厚生病院の損失補てんのことから再質問としていただいて、最初からの質問でよろしいでしょうか、議長。

議長（中元優君） よろしいです。

3番（宮田均君） ということで、議長のお許しを得ましたので、ちょっともう一度また再質問させていただきますが、山部厚生病院の損失補てんの助成金について、私が言っているのは、やはり市民の利益になるような、地域の利益になるような、やはり病院の運営継続という中で私たち議会は損失補てん金を払うということでしたと、私は考えております。

その中で、第2回目の、何回も言うように継続診療を継続できないと、廃院するというようなことで、その損失補てんを持つということについて、議会含めて、決算不認定ということも含めて今まで来ているわけです。

その中で私は、ここの2分の1になったのが、3分の2がちゃんと覚書で決めていて、そして議会を通さないで庁議の中で決まったかどうかはわかりませんが、ここで2分の1にして、その背景は何だったのかと、初めから2分の1で話せなかったのかということにもなります。これは、市民にとって、継続含めて、それから損失補てん含めて、大きなやはり利益というか、損益ということになってくると思うのです。こちら辺の、明確に、こちら辺でここはこうしてこうなって、それで2分の1になったのだという回答や、では、富良野市も財政大変だろうから2分の1にするのだというようなことを、内容が本当にそうだったらそうだとおっしゃっていただきたいのですけれども、本当に市民がそれで納得されるものなのかというようなことを、ちょっともう一度お答えいただきたいなと思います。

それから、先ほど言った130の各種個別予防接種の委託料なのですけれども、保険適用にならないということではなかったのですけれども、インフルエンザの予防接種が保険

適用にならないと、そういうようなことで社会福祉費と、こちらの130の各種予防接種経費というのがちょっと違うということで聞いているのですけれども、どうも、もう少し、僕なんかわかりにくいのですので、それとインフルエンザも予防接種とするのだったら、やはり各施設、病院ごとでインフルエンザの値段も違うと聞いておりますので、そこら辺をどのように統一して市としては対応したのかなというようなことも含めてお聞きしております。

それから、最後の115番、火葬場のトイレの改修事業費については、もう少し詳しく言いますと、ほとんどトイレの和式から洋式に変えるときとか、ほとんど床だけは、多分たくさんないのであれですけど、床は変えると思いますので、そこら辺もうちょっと確認して、御返答をお願いしたいなと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 宮田議員の御質問にお答えをいたしますけれども、先ほどもお答えをさせていただいてございますけれども、既に診療所は解体されておりました、診療継続をされていない状況の中で、市も厚生連に対しまして損失助成金の減額について協議を進めてまいりました。

その中で、厚生連としても、これまでの山部厚生病院から医院に変わっておりますけれども、医院に対する支援、引き続き厚生連が、現在富良野市の各種検診事業の受注を受けております、あわせて、地域センター病院へ旭川厚生病院から産婦人科医師派遣のつながりなどを考慮をいただいて、損失金の譲歩を賜ったところでございます。

もう1点、予防接種の関係でございますけれども、先ほど御説明をさせていただいてございますけれども、保険適用外ということで、病院で独自の値段がつけられるということになってございまして、先ほども御説明をさせていただきますけれども、その保険適用に換算した際の初診料、ワクチン代を含めた金額

につきましてはおおむね3,600円、市が医師会に委託をしているのが2,500円掛ける消費税、初診料が1,050円という内容になってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） 宮田議員の御質問にお答えをいたします。

トイレの和式から洋式がえということですが、これは、そこを利用される方での不自由な方、それに高齢者等々が入ってきますので、そういうことの対応も考えているわけなのですが、内容といたしましては、便器を取りかえるに当たっての配管ですとか、もちろんトイレも入りますし、さらに床の補修等々、あるものを取って、付けかえるということで、その修復部分、清掃を含めての修繕料ということになってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 再々質問させていただきます。

山部厚生病院の損失補てん助成金、今、部長がお話しされたように、山部の地域の診療もやっていただいている、あるいは旭川厚生連からセンター病院に産婦人科の医師も来ていただいているというようなことというのは、僕は反対に、別に2分の1にする理由にはなっていないなと思います。なぜかということ、それをやっているのだから今までどおり3分の2をいただくというのは当たり前ではないですか、普通、商売で考えたら。それを、これで迷惑をかけたというのであったら2分の1にするという理由になっているけれども、今のは理由になっていません。ですから、もう一度お答えを願います。

それから、各種予防接種の委託料なのですが、何かわかったようでわからないのですが、申しわけありませんけれども、3,600円、初診料が1,050円で、あとその他で、そうしたら、病院によってはばら

つきがあるのだけれども、一律で払っているわけでしょうか。こちら辺だけちょっと確認でお聞きいたします。

それから最後、115番の火葬場のトイレ改修事業なのですが、和式を洋式にかえていって、不自由な方、あるいはお子さんたち、あるいは洋式になれている方が多いです、高齢者も含めて。そういうことでトイレを改修するということについては非常にわかるのですが、できたら、やはりトイレをかえるときに、床と、現状を見てわかると思うのですが、壁あたりも、予算の関係もありますけれども、これは現場見ていただいたらわかると思うのですが、そこから、改修するとき一度ということなのか、今後のことを考えてなのか、ちょっとそこから辺だけお聞かせ願いたいと思います。

以上3点です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

助役松浦惺君。

助役（松浦惺君） 再々質問の山部の厚生病院関係についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、昨年も議会の中でいろいろなことで議論をいただいたと思いますし、決算委員会の議論、討論を踏まえて、私どもとしては市の今の厳しい財政状況も訴えながら、そして協議を重ねてまいりました。

その中で、先ほど来お話も出ていますけれども、病院は4月に閉院、その後、現在は環境整備もされて跡形もございません。その辺も考慮いただきながら協議を重ねた結果、一応2,440万円の助成ということで譲歩をいただいたという経過でございます。

その中には、今、福祉部長の方からもお答えしておりますように、いろいろな形でこれから連携をもっていかなければいけないと思いますし、今後とも地域医療の充実のためにはどうしても厚生連の協力もいただくということも踏まえて協議をさせていただき、譲歩をいただいたの2,440万円を今回補てんをさせていただきますと、そういうことで提案を

させていただきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（中元優君） 次に、保健福祉部長宇佐見正光君。

保健福祉部長（宇佐見正光君） 予防接種につきましてお答えをいたします。

自己負担については、65歳1,050円、それから市が医師会、これは会員全員ということは医療機関にそれぞれ支払うする分でございますけれども、委託をしている委託契約金は2,500円掛ける消費税でございます。それで、先ほどお話ししたおおむね3,600円ぐらいになるという内容でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 次に、市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） お答えをいたします。

壁、天井等々のクロス張りの話かと思えますけれども、今回の30万円につきましては、これはトイレの配管等々にかかる部分の予算の計上でございます。今後、全体のクロス張り等々を考えておりますので、その中で対応というふうに考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 50ページ、4款衛生費2項6目合併浄化槽費の中の100番、合併処理浄化槽設置事業の補助金でございますけれども、減額で128万6,000円があります。この事業は、平成19年で終わりで、当初の計画からいきますと、まだ3分の1の基数が残っていると思います。その中で、この2年間、18、19で予定が300何基でしたか、それが今、予算が余るということは、事業が、予定の基数がやられているのかやられていないのか、18年度の予定の基数がやられているのかどうかということ

をお聞きいたしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） 菊地議員の御質問にお答えをいたします。

合併浄化槽の設置事業につきましては、4月中に申し込みということで、当時申し込みの受け付けは41基ございました。当初予算の中では、人層別にはちょっとかわっておりますけれども40基の予算を計上してございます。40基の予算計上のところ、受け付け終了時で41基の申し込みがありました。その後、キャンセルがありまして、7基のキャンセルがありました。これは、12月段階の予算に反映できないような時期だったものですから、今回34基決定ということで執行残ということで、残額を補正したということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） ということは、18年度の予算は予算審議でやりますけれども、では、19年までに当初の計画の基数は達成できないという言い方は悪いのですけれども、達成できないという見通しなのか、18年の予算に触れて悪いのですけれども、18年度の予算を先ほど見ますと17年度の予算と同額が上がっているということございまして、これは40基しか見ていないということでございますよね。これは、予算審議でやればいいのかどうか分かりませんが、ということは、平成19年でそれで終わってしまったらどうなるかという言い方で聞いたら悪いのですけれども、見通しとしてどうなるかだけはお聞かせいただきたいと思いません。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） お答えをいたしますが、当初計画しておりました350基には19年度末をもって、今のところ完了とい

うふうには思っておりません。

前々回ぐらいになりましょうか、菊地議員の中で御質問がありました、では今後についてはどうするのだというお話がありましたけれども、そのことにつきましては、国の補助、道の補助も非常に厳しいような状況になってございますけれども、18年度の中でアンケート調査等々をとりまして、次の事業推進に向けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 非常に言いづらいことございまして申しわけございませんが、これの当初の申し込み基数が途中でキャンセルになった原因をよく調査をしていただきたいと思っております。ということは、言わなくてもわかると思っておりますけれども、そこら辺をきちっと精査しながらこの次の目標に向かって進んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（中元優君） ただいまのは要望ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

5番上田勉君。

5番（上田勉君） 同じく、同じ51ページの合併処理事業の残額処理のあり方の件でありますけれども、今、菊地議員が言われていたとおり、単年度単年度決算処理をしてしまうと、当然年度末ですからやらなければいけないけれども、こういう処理の仕方をする、最初からの計画目標という数が小異に至らないということが最初から明確になるわけです。

したがって、合併浄化槽のこうしたキャンセルがあって、こういう残額が出たのだということは当然理解できるわけですが、事業費の一部でありますから、これは翌年度に繰り越すような処理の仕方、そうしたことが大事であったのではないかと。

そうして、単年度処理できなかったものは、やはり次年度に持ち込んで、総合的な中でその目標達成に向けて努力すべきと、そういう処理の仕方が必要だったのではないかと、いうふうに思いますので、そこら辺の判断をお伺いしておきます。

議長（中元優君） 上田議員にちょっと申し上げますけれども、実は先ほど1回質問をしてございましたので、この項ではちょっと質問できないのでございまして、ただいまのは御要望として承っておきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど1回、厚生医院の関係で出てございましたので、同じ項目の中では1回になってございましたので、そういうことで御了解ください。

5番（上田勉君） 大変失礼しました。訂正して、要望ということで終わります。

議長（中元優君） ただいま申し上げたように、御要望ということだったということで受けておきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。

次にございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 47ページ、山部厚生医院ですけれども、これについては随分長いこと議論してきたので、今さらとっては何ですけれども、質問という点ではないですけれども、閉院後、事後対策とか、ここの金額にあらわれた820万円の差額ということは、これは高く評価されるべきだというふうに僕は思います。

しかし、もともとであるこの閉院を行ってしまった、今はもう更地になってしまいましたけれども、やはりこのことは僕は間違いだったと今でも思っております。

そういう意味で言いますと、閉院後に出されてしまうこの支出金、少なくなったとはいえ、やはり認めるわけにはいかないという考えに立っております。

それから、同じページの乳幼児医療給付事業費ですけれども、減額で736万円、この

原因について主な、どういうところが原因であったのか、少子化問題対策という意味で非常にこの点大きな、子供を育てる上で大事な予算だというふうに思うのですけれども、病気が少なかったのですから、これはいいことなのですけれども、そういう点を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

乳幼児医療給付事業費で736万円の減ということでございますが、医療費につきましてはどの医療費もそうなのですけれども、非常に積算が難しく、これも17年度の予算計上のときに16年度の実績等々を踏まえながら予算を計上しているところでございますけれども、実際に経過を見てみますと、件数的にはふえてはいるのですけれども、医療費では月平均にして60万円程度の減額になったということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 少子化対策という意味で大きな意味があるというふうに先ほど、そういう意味も含めて答弁を願いたいというふうをお願いをしたのですけれども、いつだれがどこで病気にかかるかと、それは予測不可能ですから、予算組むのは非常に困難だというのはそれは十分わかるのですけれども、今、少子化と言ったように、この対策をしっかりしなければならぬという時期なわけです。今、子供の数がどんどん減っているわけですから、今6歳児までだと思えるのですけれども、それを少しでも、1歳でも2歳でも、今度の新年度の予算で議論することになるかもしれないけれども、そういう方向にしなければならぬというふうに思いますので、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） お答えをいたし

ます。

本事業につきましては、議員御承知のとおり、道の補助事業ということで行っているところでございます。その中でも、市の単独分という部分がございます、17年度につきましては、初診料については市が単独で補助をしているというような状況でございます。どうぞ、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

6款農林業費、7款商工費、50ページの下段より55ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 53ページの農林業の320番、農業経営基盤強化資金利子助成金の減額の60万円、それと次の330番、農業経営基盤強化資金利子助成金のマイナス160万円、この2点について御答弁お願いいたします。減額の理由について。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） お答えをいたします。

まず、1点目の320番の利子助成金でございますけれども、これにつきましては17年度分ということございまして、当初、この設備投資資金でございますけれども、予算計上の段階で希望調査を取りまとめたところでございますけれども、最終的にそこまでの

希望がなかったということでの減額でございます。

それから330番、これは債務負担の分でございますけれども、これにつきまして、減額の理由として大きなものとしては繰り上げ償還が主だということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） はい、わかりました。それでは、この320番の利子助成金という、これだけの利用がなかったということなのですが、その中で富良野市が負担をしている利子助成というのはどの程度の金額があるのか、また、どの程度の率なのか、それをお教えいただきたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） 利子の助成率といたしまして、全体で0.34%、これにつきましては北海道が2分の1、市が2分の1ということでございます。額については、今ちょっと押さえてございませんので、率でお答えをさせていただきます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 7款の商工費、190の商工業パワーアップ資金融資事業費、減額になっておりますが、この減額理由というのを、補正で減額になったという理由をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） 減額の理由ということでございますが、当初予定していた部分につきまして、最終的な判断といたしまして、これはパワーアップ資金でございますから、設備投資ということございまして、16年度末段階で総体的に需要、借入れ需要

という希望について見えたということでございますので、その部分を今回減額させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費、9款消防費、54ページの下段より61ページの中段までを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） まず57ページなのですが、道路橋梁費、135番、未処理用地処理事業費のうち、土地購入費の内容、どこで、どういう目的で購入するのかというようなことをお聞かせ願いたいと思っております。

それから、59ページ、都市計画費、110、土地区画整理事業費、用地買収費、この110の、年度途中で、予算でこのような金額が上がってきたという理由と内容についてお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長小野寺一利君。

建設水道部長（小野寺一利君） 宮田議員の質問にお答えします。

135番、未処理用地処理事業の土地購入費147万9,000円の内容でございますけれども、これにつきましては土地開発基金で先行投資いたしました市道北料北線の道路用地取得に伴う土地購入費でございます。場所は、北の峰4785番地でございます。取得面積は、363.99平米でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 次に、中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

59ページの公有財産購入費の土地区画整理事業費、用地買収費1億437万2,00

0円についてお答えいたします。

本件につきましては、土地区画整理事業の円滑な事業を推進するという事で、当初の換地計画におきまして地区外に移転をされる方等については、市の公共施設用地等に配置をしてございます。そういった中におきまして、これらの公共施設用地等に配置をされた地権者7件につきまして、平成16年度に土地開発基金において土地買収を行ってございます。

これらにかかります土地買収費とあわせて、利子相当分につきまして今回精算を行い、一般会計において取得をするところでございます。

地権者の数につきましては7件ということで、面積といたしましては1,682.36平米という内容になってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしゅうございますか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） まず、135の未処理用地の土地購入費の関係で、地番とか非常に、市道北料北線新空知橋という言い方で、それでわかったかということ、ちょっとわかりにくいものですから、もう少し具体的にお知らせ願いたいと。

それと、目的も、市道の用地買収なのでしょうか。そこら辺、もうちょっと目に見えるような形でもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、次の都市計画費、この土地区画整理事業費の用地買収費という関係なのですが、内容については非常にわかったのですが、内容については非常にわかったのですが、この土地区画整理事業というのが、当初お店をやるという計画の中でとか、次に存続しません、やりませんとかという方が、あるいは、次に土地、今のあるところをそのままやろうと思った方が直されて、今度またやりたいというのは、その途中途中で随分変化が出てきているわけですが、この7件分というのは当初から計画されていた中で

の土地区画整理事業なのでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長小野寺一利君。

建設水道部長（小野寺一利君） 135番の市道北料北線の関係でございますけれども、これにつきましては、北の峰の国道38号のものの衛生センター処理場に行く雪捨て場に使っている道路がありますけれども、あそこの道路の一部がまだ整備されていなかったものでございますから、その用地取得に購入したという内容でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 次に、中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、地区外転出者7地権者ということで、これらの関係者につきましては当初から予定をしていた地区外転出者でございます、そういう中から今回の土地の買収費という形で計上させていただいてございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、これで今回、当初予算でなくて補正で出てきたという内容を、なぜ補正で出てきたかということをもう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。申しわけございません、土地区画整理事業費のうちの内容です。

ちょっと勉強不足で途中で出てくるものなのかどうかはつきりわからないのですが、先ほどから、当初からこの7件分はあったと、今お答えになっていましたよね。それで、どうして補正で上がってくるのですかということをお聞きしたのです。これでよろしいですか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

す。

先ほど室長から説明させていただきましたように、土地開発基金で先行で取得をさせていただきました。土地開発基金の目的といたしましては、用地を、予算がまずない中でも先行して購入することができるということで、時期的に急がなければならないという部分で、先行して購入をさせていただきました。それを、今回、予算の都合という形になるかもしれませんが、歳出が減ってきたということで、今回購入に至ったということでございます。今の説明の内容のとおり、ちょっとタイムラグがあるのはそういう意味だということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

10款教育費、60ページの下段より71ページの上段までを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、次に移ります。

11款公債費、12款給与費、14款災害復旧費、70ページの下段より73ページまでを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条継続費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてを行います。

8ページから11ページまで及び16ページから33ページまでを行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 31ページの雑入のうち、11雑入、その中の一般国道38号富良

野市富良野道路工事北御料沢川用地補償費、続いてその次の一般国道38号線富良野市富良野道路工事市有地残地補償費、これの広さ、それと内容と目的をお知らせください。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長小野寺一利君。

建設水道部長（小野寺一利君） 宮田議員の質問にお答えします。

一般国道38号富良野市富良野道路工事北御料沢川の用地購入費の関係でございますけれども、これにつきましては、旭川開発建設部が施工します一般国道38号富良野道路建設に伴いまして、市が管理いたします北御料沢川の付けかえ工事によるつぶれ地が発生しますので、それに伴う用地補償費でございます。つぶれ地面積は1,633.47平米でございます。

次に、一般国道38号富良野市富良野道路工事市有地残地補償費でございますけれども、これにつきましても同様の富良野道路建設工事に伴いまして、本体の道路工事に伴いまして、市有地の残地補償費でございます。残地補償面積につきましては、1,020.83平米でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） ちょっとよくわからないのですが、富良野道路の工事関係で、収入が、ここ、土地の関係で、もう一度出るという内容が、ちょっと先ほどお聞きしましたけれども、入ってくるということ、この中が、残地のことについてお聞きしますが、市民農園としてのあの部分でなのか、それとも違うのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 今の件については、ちょっと追加になりますので。

建設水道部長小野寺一利君。

建設水道部長（小野寺一利君） 今の関係でございますけれども、27ページに、この中に土地、これは市民農園でございますけれ

ども、土地買収収入費が1,200、この中で入ってございますけれども、それ以外に、この中に以外に残地補償といたしまして1,020.83平米、これは道路本体がかかわりまして使用できないような土地が残るものですから、そういう形の中で残地補償ということで補償をいただいたわけでございます。面積は1,020.83平米でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で議案第10号の質疑を終わります。

本件2件の質疑を終わります。

討論の申し出でございますか。

討論申し出の発言がありますので、討論のある方につきましては、休憩後直ちに本職に申し出ていただきたいと思います。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

これより、平成17年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関連する議案第18号富良野市財政調整基金処分額の変更について討論を行います。

討論の通告は、無所属宮田均君、1名の諸君であります。

これより、討論を行います。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） - 登壇 -

平成17年度富良野市一般会計補正予算について、反対の立場から討論させていただきます。

山部厚生医院損失補てん助成金については、厚生連との第1回覚書時には議会審議しながら、第2回覚書厚生連廃院時には議会審

議をしないままの決定であり、厚生医院続行前提の赤字補てんであるべきであり、廃院での赤字補てんは認めることができない。2分の1に減額された今回の補正予算の根拠も不十分である。

よって、平成17年度富良野市一般会計補正予算に反対するものであります。

以上。

議長（中元優君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、平成17年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関連する議案第18号富良野市財政調整基金処分額の変更について、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立多数であります。

よって、本件2件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第11号 平成17年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（中元優君） 日程第2 議案第11号平成17年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第12号 平成17年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議長(中元優君) 日程第3 議案第12号平成17年度富良野市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。質疑は、本件全体について行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第13号 平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)

議長(中元優君) 日程第4 議案第13号平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。質疑は、本件全体について行います。質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 7ページですけれども、公施設使用料が大幅な減額となっておりますけれども、この要因について御説明をお願いいたします。

議長(中元優君) 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長(秋田行君) お答えをいたします。

この使用料の減額の主な要因でございますけれども、市場といたしましてこれまで取引を進めてきておりました大型店との取引が一部中止ということになってございます。その大きな理由といたしましては、取引先で販売方法の変化があったということで、いわゆる販売方法としては、要するに食品、野菜を含めて、小さな単位で販売をしようという方法に切りかわったと、それに対する対応が現在の段階で市場として不可能ということでございまして、その分が使用料として落ちたということでございます。

以上でございます。

議長(中元優君) 2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) 小さなものでなければだめだということで、市場では今後対応できないということで、今後は減っていかざるを得ないという見解なのでしょうか。それとも、それに対応して市場の対応を変えるというのか、どちらなのでしょうか。減っていかざるを得ないのでしょうか。

議長(中元優君) 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長(秋田行君) それぞれ大型店等々との取引もございしますが、今新たな取引先を検討、協議を進めているということでございますので、そちらの方に対しての期待をしているということでございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ)

議長(中元優君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第14号 平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(中元優君) 日程第5 議案第14号平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第15号 平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(中元優君) 日程第6 議案第15号平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第16号 平成17年度富良野市水道事業会計補正予算(第3号)

議長(中元優君) 日程第7 議案第16号平成17年度富良野市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時01分 開議

議長(中元優君) 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

日程第8

議案第32号 指定管理者の指定について（日の出町駐車場）

議長（中元優君） 日程第8 議案第32号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市日の出町駐車場に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第33号 指定管理者の指定について（デイサービスセンターいちい）

議長（中元優君） 日程第9 議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市デイサービスセンターいちいに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第34号 指定管理者の指定について（デイサービスセンターやまべ）

議長（中元優君） 日程第10 議案第34号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市デイサービスセンターやまべに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第35号 指定管理者の指定について（自然休養村管理センター）

議長（中元優君） 日程第11 議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市自然休養村管理センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第36号 指定管理者の指定について(農村環境改善センター)

議長(中元優君) 日程第12 議案第36号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市農村環境改善センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) こちらの、ハイランドふらのの指定管理の評価、点数なんか載っているわけなのですが、この採点結果の中で平均的に点数の差があるわけなのですが、この選定する基準の中でどこら辺でこの点数の差が開いてきたかというのがちょっと、非常にあいまいでわかりにくい部分があるのですけれども、一つ一つについて、どういう点で協議をしていたかという、第三セクターと私の企業の違いというか、その中の算定基準でどのようになったかというのをちょっと聞きたいなと質問します。

議長(中元優君) 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長(小尾徳子君) ただいまの宮田議員の御質問にお答えをいたします。

選定基準等の結果、どこがどういうふうにということかと思えますけれども、資料の16ページでございます項目、団体名、それぞれ出ていますけれども、その右側の端の枠組みの中で得点の分布というのがございます。この中で、1から5までありますけれども、1は平等な利用ということで、振興公社がプ

ラス2と、施設の効用については振興公社がプラス5と、経営能力等については振興公社がプラス8と、経営縮減についてはゼロと、地域振興については振興公社がプラス3というようなことで、項目のそれぞれ入っております、それぞれの点数の差がこれだけの差がありますよということでございます。

以上でございます。

議長(中元優君) よろしいですか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) それでは、ちょっとお聞きしますが、振興公社と他の一企業の指定管理料、これの評価というのを今お聞きした中に入っていないかと思うのですが、ここら辺をどのように考えているのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(中元優君) 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長(小尾徳子君) お答えをいたします。

項目のところで、4点目に管理業務収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであるということで、ここの(2)番目、経費の縮減に事業者の創意工夫が見られるかというところで、一業者については33ポイント、片方については27ポイントということになってございます。

以上です。

議長(中元優君) よろしいですか。

3番宮田均君。

3番(宮田均君) これは、指定管理料が振興公社の場合が903万円、他の業者がゼロ円だったということですね。その中で、経費の縮減、事業者の創意工夫が見られるということでこの点数の差、6点の差が出たと、片やゼロで、片や903万円ということで、この6点という差が出たというのが、ちょっとそこら辺具体的にというか、6点の差というのが片やゼロで片や900万円出ているのに、6点差というのがちょっとわからないのですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市民部長小尾徳子君。

市民部長（小尾徳子君） 4番目の経費の縮減についてのポイントの部分でございますけれども、それぞれ選定委員がいる中で点数をつけていくわけでございますから、それぞれの加算のポイントが、ここがすぐれていたということになるのかというふうに思います。

以上です。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） これは今後のためにもいろいろ全般に出てくる問題だろうというふうに思うのですが、今回については点数のところで比較をしたというふうに理解しました。

そうすると、点数だけがすべてかという問題になりますよね。点数をつけてしまったら、あと、その合議はないのかと。今、宮田議員が言ったように、900万円とゼロですから、それが6点というのは900万円の値があったと、こういう理解になるわけですか。ですから、そこら辺がもう少し合理的な理由というか説明をいただかないと、6点の差が900万円の金額の差だと、この指定管理者の条例や何かをつくってきたときにも、経費の節減であるとか、あるいはサービスの向上であるとか、民間を導入することによって競争ができてサービスが向上するのだと、あるいは経費の節減ができるのだと、こういうお話でした。その経費の節減の部分、今の経費だけで言えば、経費の節減の部分が、6点の差が900万円の差というのはちょっと市民としては理解に苦しむのではないかなと。ですから、そこら辺が説明できるような、きちんと、もう少し丁寧な説明をお願いしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

す。

今、横山議員がおっしゃられた、基本方針のことをおっしゃられたと思います。基本方針には、民間事業者等に任すことで多様なノウハウの活用やコスト縮減が図られる、この部分を言われているというふうに思います。

そのほかに4項目ございます、平等性、公平性、守秘義務の遵守等を確保することという2点目、それから類似サービスを提供する民間事業等の確保が可能であること、それから、施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して民間事業者等の運営が可能であることというこの基本方針をもとに採点がされているところでございます。

今おっしゃられた点数の配分のことですが、当初、指定管理料を委員会の中で上限額をまず決定をしてございます。その上限額が、もう日の出町駐車場は終わりましたけれども、日の出町駐車場につきましては指定管理料を10万5,000円という形で委員会では指定をしてございます。結果といたしましては、金額は下がってきたりすることは、これはあり得るというふうに考えております。

それで、チーズ工房についても同じく490万円の金額を想定してございますが、結果としてはそういう形になっていないということでございます。

まず、このハイランドふらについては903万円を基準限度額という形で委員会では押さえまして、それを基本としてどれだけ下がっているのか上がっているのかという形で点数をつけてございますので、差がさほど出なかったというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 13

議案第 37号 指定管理者の指定について（農業体験者滞在施設）

議長（中元優君） 日程第 13 議案第 37号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市農業体験者滞在施設に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 農業体験者滞在施設の、この管理を指定管理者に指定するふらの農業協同組合の平成 18 年 2 月 22 日に各生産者に回った連絡の中で、二つ、ちょっと指摘したいと思います。

これは、どういう視点から質問させていただくかということ、やはりこの農業体験者滞在施設設置条例、この中で求められるのは、目的及び設置条例第 1 条、それから第 3 条の滞在施設を利用する者という、公益上の施設なのだというようなことの公益とはということで、その論点から今の質問に移らせていただきたいと思いますが、「農作業ヘルパーの運用について」という内容で配られております。

この内容で、送迎、これは西麻町寮と書いてあるのです。これはどこでしょうか、西麻町寮。それから、「なお、本年の運用については、次のような方針で行わせていただきます」と書いた中で、「ふらの農協へ出荷する

作物の作業のみヘルパーの供給をいたしません」、こうはっきり書いてあります。「ヘルパーを使用し、農協外出荷が確認された場合、次回の供給をいたしません」と、はっきり書いてございます。この内容について、こういうことが生産者の方に回るということは、これは公益上の農業者、これは農業者といっても農協の組合員だけのものではございません。あるいは、農業関係者、あるいは青果組合、その他の公益の関係で、やはりここが利用され、そして発展していくというのが私は建前というか、当初の条例に沿った使われ方だと思いますが、これでは一団体の一利用、要するに公益上という部分では非常に離れているのではないかというように、このふらの農業組合の場合の指定管理については思いますが、その点について質問させていただきます。

議長（中元優君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 1 時 17 分 休憩

午後 1 時 22 分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほどの宮田議員の質問に御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） お答えをいたします。

この富良野市の農業体験滞泊施設につきましては、農業についての、いわゆる都市生活者が富良野に来て農業を体験するということとあわせて、農業に対する基礎知識だとか農業実習だとかを体験するための公の施設でございます。そういうことで今回、指定管理者ということで公募をさせていただいたところでございますので、それに沿った運営を今後もしていただくというふうに考えているところでございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 私が言っているのは、指定管理業者にこのふらの農協がふさわしいと、ふさわしいかどうかという論点で話させていただいているのですけれども、市は、ふさわしいと言った割には、こちらで回ってきているように、まだ指定管理業者にもなっていないのに、もう市は6億何ぼをかけて、公益上、要するにこういう農業の、あるいは農業関係の、この第1条に今載っていたようなことで、これは公益性のある施設なのです、農協のために建てたわけではないですよ。確認します、農協のために建てたわけではないでしょう。というのに、ここでは指定管理者にもなっていない、あるいは、まだそういう、今ここで審査される前の段階で、この資料そちらに渡ったと思いますが、送迎が西麻町寮だと、二つありますよ、古いところと、だけど、実際古いところなんかもう使っていないではないですか。そうでしょう。ちゃんと調べてみてください。部長、古いところ使っていませんよね。だから、西麻町寮というのは、もう体験者滞在者施設を指しているのではないですか。それを、自分のところの農協の寮だみたいな扱いをしているのかどうか、これを確認してみてください。

それから、ここを使う人はみんなふらの農協に出荷しないと、これはふらの農協に出荷する作物の作業のみということは、これは公益性というのではないのではないですか。やはり、富良野農業のことを考えるのだったら、青果業、あるいは市場、いろいろなところがございませう。そこに出す人だって泊まったって構わないということではないですか。

そういうようなことが、もう指定管理業者にもならない前から、こういうようにヘルパーを使用し、農協外出荷が確認された場合、次回の供給をいたしませんなどというのは、これは公益上あってはならないことだし、指定管理者のなる前の文書として農業者に回すという、農協の組合員に回すというこ

とは、これはちょっとこの指定管理業者についてはやはり公益性が欠くのではないかと僕は思いますけれども、その点、私が今言ったことのようなことで公益性を欠くのではないかと思います、その点こちらの農作業ヘルパーの内容、どういうことなのかちょっと精査していただいた上で公益性があるかどうかということについても御回答願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） あくまでも、先ほど御答弁申し上げましたように、この施設については目的に沿って活用していただかなければいけないということになってございませう。今初めてこの資料を見させていただいたわけでございませうけれども、この部分については、活用の問題等々は別にいたしましても、この指定管理者制度につきましては4月1日からでございませう、今現在、別途委託をしているという状況でございませう、あくまでもこれに沿った中で運用していただくということで、今後整理をかけさせていただきたいと思います。

以上でございませう。

議長（中元優君） よろしいですか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 今、部長が言ったようなことは、それは運用基準に沿ってしていただくということは、そうしたら今、農作業ヘルパーの運用について配りましたけれども、これを、市は、審査委員会ですか、選定委員会ではどういう見方をするのかちょっと聞かせていただきたいなと思います。本当にこれが公益性に立って運営、今、委託して運営されている状況なのかということを選定委員会ではどう思いますか。そのあたりをちゃんと聞かせていただきたいなと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） 御答弁申し上げます。

今回の農業体験者滞在施設につきまして、この施設の維持管理をどこにお願いをするかという問題でございます。今回、ふらの農業協同組合が応募をされて、その一切について適正かどうかという判断をさせていただきました。基本的に、先ほど横山議員にも説明をさせていただきましたけれども、4点ありまして、公平性がやはり必要だということで、ふらの農業協同組合については、ここの利用についてはそういう公平性があるというふうに判断をして決定をさせていただいて、今、予定者ということで今回上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3 番宮田均君。

3 番（宮田均君） 今、私がお聞きをしたのは、部長、この文書が出てきて、その前の判断はわかりますよ、だけどころいう文書が出てきて、これで公正なのかどうかということをお聞きしているのです。その前まではちゃんとわかりますよ、それは算定したの。だけど、こういう文書が出てきているではないですか。それで公正かどうかということ、そこで選定委員会としてはどう思うのだということ、それを僕は聞いてるわけで、今までの経過だけを聞いているわけではないのです。今の僕の言った最後の質問に答えてないと思うのです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答えを申し上げます。

ふらの農業協同組合につきましては、送迎の場所ということで、この寮という言い方にしているのであろうというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（中元優君） 8 番横山久仁雄君。

8 番（横山久仁雄君） まず、もっと整理しなければならないと思うのです。

まず、これまでの経過からいって、農業者滞在施設というのが、基本的に今までは農協に委託管理をお願いをしておりましたよね、これは委託管理をお願いしたのであって、それを農協が自由に使っていいということではないですよ。そうですね。ですから、農協の利益にならない、あるいはためにならないから使ってはいけないとか使っていいとかという次元の問題ではないというふうに僕は理解をしていたのです。ですけれども、それが、農協の仕事を手伝ってくれる人のみ、これを利用するということの、そういう前提でこれを今まで委託管理していたのかどうかということが一つです。

それからもう一つは、これからのいろいろなところに波及してくる問題だと思うのです。この滞在施設の選定経過の中で、最初に東京美装は要綱の配付段階のときには入っていたけれども、この東京美装は途中で参加しなかったのです。農協にだけ今度は、農協だけが参加をしてきたと、こういう流れです。ですから、相手はもう農協しかなかったというのが一つあるのです。そのときに、これを農協の説明をしたときに、どのような利用の仕方というか管理の仕方を説明されたのか、そこが大きな問題だと思うのです。

ですから、あたかも農協が自分の利益のためにだけ使っていいですよということになっているのか、つまり、設置目的は度外視して、自分の利益のためにだけ使っていいというふうに指導されたのか、あるいは、そうではないですよという指導をされたのか、これはほかのものにも全部かかってきますから、大きな問題になると思うのです。

そのところの説明がどうだったのか、それから、もしそれが不適切だとするならば、これに対してどういうふうに指導されていくのか、あるいはどういうふうに修正されていくのか、そのようなところもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） お答えをいたします。

今ありましたように、これまでの委託部分についてという利用の仕方、これについても今回公募した中でのいわゆる滞在者、この施設についての目的については一切変わってございません。

それと、今回公募した段階でふらの農協1社だけでございましたけれども、応募要領に基づきましてきちっと説明をさせていただいておりますので、今、議員がおっしゃったような使い方について、いい悪いの判断は、もちろんそういう問題ではございませんので、そういう説明は一切してございませんし、あくまでもこの施設の目的に沿って利用していただくということで説明をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） 8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） それだとすれば、これは本当にそこまで言っちゃっていいのですか、これ出したのは2月の22日です。そして、そのときにそういう説明はしていませんと言っても、実際問題そういう条件の人しか入れませんということですよ、結局は。そういう条件でなければ、ここに利用している人を使ってはなりませんよということですよ、言っているのは、この文書上は。ですから、そういうふうになってしまうと、だってこれはどう見てもそういうことなのではないですか。（「生産者が農協に出さなかったらヘルパーを派遣しませんよということ」と発言する者あり）

ですから、この人を使う場合については、生産者が必ず農協に出してくださいということですよ、出荷してくださいということですよ。裏を返せば、そういう出荷してもらえない人に対しては、ヘルパーさんは派遣できませんよということですよ、ここに利用している人、この施設を利用している人を使う場合については、そういう条件ですよ。そうすると、その条件に合致した人しか

農業者は使えないのです。農業者は、自分がここを使った場合には、農協に必ず出荷しなければいけないと、こういうことですよ。つまり、間接的に、農協の利益に資する者以外は、この施設ではないですよ、農協の全体の利益に資する者以外は、ここからのヘルパーさんは利用できないということです。ですから、間接的に、農協の利用の利益の目的に沿わせていると、つまり、公共の利益が優先をしていないのではないのということを言いたいのです。

議長（中元優君） ただいま、それを含めてちょっと確認事項もありますので、暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時54分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど、休憩前に横山議員から質疑があったのですが、ちょっと一部聞き取れないというか、受け取りかねたところがあったので、再質問に勘定をいたしませんので、もう一度質問していただければと思います。

8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） 私が申し上げましたのは、2月22日付でふらの農協が出した文書の中に、ヘルパーを使用し農協外出荷が確認された場合、次回の供給をいたしません、供給というのはヘルパーの供給という意味ですが、供給をいたしませんというふうになっているのです。ですから、これだと、滞在者施設にいるヘルパーも含めて、農協に出荷をしてくれない農家の皆さんには農協としてヘルパーを派遣することができませんよということを改めて通達をしたのだらうと、各農家さんに。ということになると、滞在施設というのがどういう利用をされるのかということ、この文書だけで言えば、農協の利益に資する者以外は、この施設を利用することは

できませんというふうに受け取られるわけですから、それだとすれば公平性に欠けやしないのかということなのです。ですから、そのこのところの説明をお願いをしたいということです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） お答えをいたします。

1点、これはきちっと整理をかけたいというふうに思いますが、まず一つは、この農業体験者滞在施設につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、いわゆる都市生活者が農業体験を行いたいという希望者に対しまして、農業の基礎知識だとか農作業の実習だとか、それから技術の習得だとか、こういうものをカリキュラムを組んだ中で滞在者施設に滞在をしていただいて、そういう体験をしていただくというのが一つでございます。

それからもう一つは、ただいま資料が配られました農作業ヘルパーの運用という、この文書につきましては、農業滞在者施設とは全く関係なく、農協が独自にヘルパー作業を進める上で、進めている文書だということでございまして、たまたま1点、この文書の中に西麻町寮というのが入っているということで、そのこの部分は体験者滞在施設の部分も一部かむというふうに私も理解はしますけれども、それがすべて一緒くたのものではないということでございますので、その辺を御理解をいただいて、農業者滞在者施設については、今回募集要綱の中で公募し説明したとおりの運用を、今回ありますふらの農協の方をお願いをするということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） 私どもが、この施設をつくったときに、ヘルパーさんが、都市

にいる、農業を体験をした、あるいは富良野で農業ヘルパーをしながら滞在をしたいという人たちが利用できるようにしていくのですというふうに、当初の段階でも、これの建設の計画のときにそういう説明を聞いていたわけなのです。

そうすると、ヘルパーさんたちがここを使えるようにしようということで、しかもそのヘルパーさんの手配をしているのは実は農協であったということと、それから、当時は山部だとかいろいろなところに点在をしていると、その人たちをやはりきちっとした施設のところで、そして点在をしているというのが、仕事に行くのに、あるいは迎えに行ったりなんかするのに大変だということもあって、大きな施設に一遍に入れるものをつくっていきましょうということだったと思うのです。

ですから、我々としては、市民としては、一般的にはここにはヘルパーさんの人たちが、農業ヘルパーの人たちがここを使って農作業や何かをヘルパーで行っているのだろうというふうにみんな理解をしていると思うのです。

ですから、そういった意味では、この文書の書き方だと非常に誤解を招くと思うのです。ここにいる人を使う場合には、全部農協に出荷をしなければいけない、そして、例えば僕が農協に出荷をしない農家だとすれば、自分のところで雇うヘルパーさんをここに住んでもらって、そして自分のところにヘルパーで来てもらうということができないのではないかという誤解を招くのではないのかと、そういった指導をどういうふうに考えているのかと、今言われたように、必ずしも農協だけの問題ではないのですよと、ヘルパー全部に言えることだとすれば、農協に出荷をしない農家さんでも、このヘルパーさんはここを使うことはできるし、仮にそのヘルパーさんが使っても、農協に出荷しないからということで、ここの施設を使えないということではないのですよということを引きちんと指導

してもらわないと、この文書だけだとすれば誤解を招くというふうに思うのです。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済部長秋田行君。

経済部長（秋田行君） 今回、公募の中で先ほど御説明申し上げましたように、この滞在者施設の目的等々について、きちっと再度確認をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第38号 指定管理者の指定について（チーズ工房）

議長（中元優君） 日程第14 議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市チーズ工房に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 2社が指定管理の採点を受けているわけですがけれども、ここでも点数の差というのは非常に離れているわけなのですけれども、その算定基準の選定委員会の選定で、先ほどの質問の中にもあったのですけれども、経営の中身に対して、私は、どれぐらいの内容で見ているのかという、その経

営の内容を、経営方式、例えば先ほど前例として、このチーズ工房ではなくて、先ほどの前例としてちょっと言わせていただくと、例えば初期投資の場合、初期投資をかけていないけれども、後でこれは初期投資がかかるのではないかという部分は、選定委員会さんの方で本当に経営の内容としておわかりになって、そして選定しているものなのかどうかということは、これは非常に私は難しいのではないかなというように思うわけなのですが、そこら辺どのように配慮してこの選定に当たっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

今回のチーズ工房の指定管理者の選定に当たりましては、今回資料で出させていただいておりますように、2団体が応募をされてきてございます。

今、議員がおっしゃられましたように、初期投資について、それから、現在おられる従業員、また、今後の従業員の予定、それから、今後その施設をどう利用していくかという部分も含めて審査に当たらせていただきました。その結果、初年からは読み取れない部分が多々ございまして、12月の30日、ちょっと年が押し迫りましたけれども、この時点に両団体から説明を求めるということで、両団体と面接をしております。その段階で、現在の設備投資がもしなければどうなるのですかと、今後の経営状況はどう変わっていくのかという部分についても話をさせていただいて、それに対しての説明を受けました。

今回、その点で今回の指定管理者として出しておりますふらの農産公社の方が秀でて、経営状況について、この施設については秀でているという結果に至ったところでございまして、今ごらんになっている18ページになりますが、採点結果にも書いてござい

すとおり、点数の差が出ている部分、これをごらんになると、どの部分がどういうふうに出ているかというのはわかるのかなというふうに思いますし、右端の方に採点分布の下の方に、どういうことが想定をされたかと、どういう問題が多かったかという点を記入させていただいてますので、これを御一読いただくと、どういう結果で選定が農産公社にいったかというのがわかるだろうというふうに思います。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今回の経営の指針について、呼んで直接お話を聞いたというようなことで、経営というのは非常に判断するのがこれから難しいことだと思います。

その中で、このチーズ工場の中で言いますと、今おっしゃったとおり、右側の内容で、現体制、あるいは従業員をどうしていくかというようなことで書いてございます。安定的に雇用していくとか、その反面現体制に依存して、製造のノウハウ、これにちょっと疑問があるとか書いてはございますけれども、現体制を引き継いでいくというような観点に立つのであれば、やはり私は現体制の中で体験学習なり、それから今の製造のノウハウなりは、これは確保できるものと思いますけれども、その点でこういう点数をつけたという点では、僕はちょっと納得できない部分があるのですけれども。

その辺について、やはりこれは算定委員の、非常に選定する基準の、個人の問題ですから、非常にプライベートというか微妙な部分があるとは思いますが、そこら辺を、だめだ、いいとかというのではなくて、全体にも通じることなのですけれども、やはり非常にデリケートな部分であり、本当に一体どう官民選定の選定委員はこの中だけで本当にいいのかということまでちょっといつてしまうのですけれども、そこら辺もう一度お聞かせ願って、質問させていただきま

議長（中元優君） 御答弁願います。

総務部長石井隆君。

総務部長（石井隆君） お答え申し上げます。

総じて、今回あった、残念ながら漏れた団体については、施設で農畜産物の製造をしていくというところになかったというのが、今回の大きな敗因であったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第39号 指定管理者の指定について（自然環境活用センター）

議長（中元優君） 日程第15 議案第39号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市自然環境活用センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 16

議案第 40 号 指定管理者の指定について（富良野物産センター）

議長（中元優君） 日程第 16 議案第 40 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野物産センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 17

議案第 41 号 指定管理者の指定について（地域会館）

議長（中元優君） 日程第 17 議案第 41 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

地域会館 20 件に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 18

議案第 42 号 指定管理者の指定について（集落センター）

議長（中元優君） 日程第 18 議案第 42 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

集落センター 4 件に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 19

議案第 43 号 指定管理者の指定について（女性センター）

議長（中元優君） 日程第 19 議案第 43 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市女性センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20

議案第44号 指定管理者の指定について(地域福祉センター)

議長(中元優君) 日程第20 議案第44号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市地域福祉センターに関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21

議案第45号 指定管理者の指定について(労働会館)

議長(中元優君) 日程第21 議案第45号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市労働会館に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件

の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22

議案第46号 指定管理者の指定について(郷土芸能伝習館)

議長(中元優君) 日程第22 議案第46号指定管理者の指定についてを議題といたします。

富良野市郷土芸能伝習館に関する件について、これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

議長(中元優君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

2日、3日、6日、7日は議案調査のため、4日、5日は休日のため休会であります。

8日の議事日程は、当日御配付をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2時03分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年3月1日

議 長 中 元 優

署名議員 宮 田 均

署名議員 北 猛 俊